

確認申請の前に、関係部署の持ちまわりをお願いします。

申請する物件に該当する項目の担当部署をすべて訪れて、審議カードに必要事項を記入してもらってください。
 なお、網かけの項目については、許可等の状況が分かるものの写しを正・副本に添付すれば持ちまわり不要となる場合があります。ご不明な点は審査担当者にお問い合わせください。

1 申請する物件は、どのような建築物ですか？

担当部署	予防課	津久井下水道保全課	建築政策課	環境保全課	各環境事業所	産業・雇用対策課	◎道路
主要用途等							
専用住宅	●	●	●		☆		●
兼用住宅	住宅面積が50㎡以下	●	●	●	●	☆	●
	住宅面積が50㎡を超える	●	●	●	●	☆	●
長屋・共同住宅・寄宿舎・下宿	●	●	●	●	●		●
商業施設	●	●	●	●		○	●
その他	●	●	●	●			●

☆建売住宅等で同一又は近隣の地番に5戸以上申請する場合
 (申請場所を所管する環境事業所等を、窓口にてご確認ください。)
 ※開発許可を受けている場合、持ちまわり不要

○店舗面積が1,000㎡超の場合
 ◎道路に関わる担当部署については右の表を参照
 ・仮使用の場合、持ちまわり先を審査担当にご確認ください。

⇒ ◎道路 申請敷地の場所、状況

◎道路	申請敷地の場所、状況	担当部署
公道に接道 (国道16号、20号除く)	中央区	中央土木事務所
	南区	南土木事務所
	緑区(旧市内)	緑土木事務所
	// (旧城山町)	
	// (旧津久井町)	
開発による道路に接道	// (旧相模湖町)	津久井土木事務所
	// (旧藤野町)	
		開発調整課
4号道路又は位置指定道路に接道		建築審査課
建築物に都市計画道路(整備済除く)		都市計画課

- ・道路の種類がわからない場合、窓口のタッチパネルの指定道路図、市のホームページ【さがみはら地図情報】(旧4町除く)又は窓口備え付けの図面でお調べください。
- ・道路番号や道路の許可等の番号・日付は配置図(図面、概要書共に)に明記してください。
- ・公道の場合、道路台帳平面図(境界確定図)の写しを添付すれば持ちまわり不要です。

2 申請する物件が、次のいずれかに該当していませんか？

敷地に区域区分(市街化区域と市街化調整区域)、用途地域の境界がかかる(近接している)場合	都市計画課	
敷地に都市施設(道路、河川等)がかかる(近接している)場合		
地区計画区域内の建築		
土地区画整理事業区域 (整備済を除く)	・南区相南1~4丁目・南区東林間6~8丁目	都市整備課
	・南区当麻字溝之内の一部・字花ヶ谷戸の一部 ・中央区田名字花ヶ谷戸の一部・中央区田名塩田1丁目の一部	都市整備課
	・南区新磯野字磯部向出口の一部・字磯部出口の一部 ・南区麻溝台字にの原の一部	麻溝台・新磯野地区整備事務所
屋外広告物、相模原市景観条例に係る建築物等	建築政策課	
建築基準法に基づく許可、認定(仮設建築物許可、法43条・48条許可、一回地認定等)		

◎ 許可や届出など事前の調整はお済みですか？ ◎

審議カードへの書き込みは不要ですが、建築確認の前に許可や届出等が必要となることがあります。事前に調整願います。

市街化調整区域内の計画	開発調整課	
市街化区域内で敷地面積が500㎡以上の場合 ※1		
相模湖津久井都市計画区域内で敷地面積が1,000㎡以上の場合 ※1		
都市計画区域外で敷地面積が10,000㎡以上の場合 ※1		
開発事業基準条例等の事前協議の対象となる規模の場合(都市計画法29条の許可対象を除く)		
建築協定区域	都市計画課	
看板	建築政策課	
土砂災害特別警戒区域	神奈川県※2	
災害危険区域		
商業地形成事業区域 (まちづくり協定)	(中心商業地) 橋本駅周辺地区・相模原駅周辺地区・相模大野駅周辺地区	産業・雇用対策課
	(地区中心商業地) 淵野辺地区・上溝地区・小田急相模原地区・東林間地区・古淵地区	
	(近隣商業地) 若松地区・相武台地区・南橋本地区・相原二本松地区	
埋蔵文化財に関わる届出区域	文化財保護課	
指定下水道工事店の確認及び排水設備新設等確認申請等	下水道保全課(旧市内)又は津久井下水道事務所(旧4町内)	
河川区域、河川保全区域、砂防指定地	河川課、神奈川県※又は東京都南多摩東部建設事務所	
建売住宅等で隣接して5戸以上申請する場合	津久井クリーンセンター、橋本台環境事業所又は麻溝台環境事業所	
送電線付近	東京電力神奈川支店相模原支社送電保守グループ	

※1 申請敷地の周辺に申請者と同一人が所有する空地がある場合、当該空地面積と申請敷地面積の合計。

※2 窓口は神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター